

企画競争説明書

(再公示)

(QCBS方式)

業務名称： 全世界/COVID-19 等感染症に対する都市環境
改善プログラム形成準備調査(QCBS)

調達管理番号： 20a00477

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書(案)

注) 本案件は9/23に総合評価落札方式として公示したものを、質問を受け、QCBSに調達方式を変更して再公示するものです。

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ(PDF)」とさせていただきます。

詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年9月30日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年9月30日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界/COVID-19 等感染症に対する都市環境改善プログラム形成準備調査(QCBS)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

- | |
|---|
| <p>(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。</p> <p>() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。</p> |
|---|

(4) 契約履行期間（予定）：2020年12月初旬から2022年3月中旬

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です（詳細は第4章参照）。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の30%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：契約第一課 村上幸枝 Murakami.Yukie@jica.go.jp

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部都市・地域開発グループ第一チーム

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
 - d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。
- (2) 積極的資格要件
- 当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
- す。
- 1) 全省庁統一資格
令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。
 - 2) 日本登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (3) 利益相反の排除
- 利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。
- (4) 共同企業体の結成の可否
- 共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。
- なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。
- 共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。
- (5) 競争参加資格要件の確認
- 競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

- (1) 質問提出期限
- 2020年10月21日 12時
- 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。
- (2) 提出先・場所
- 上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり (outm1@jica.go.jp 宛、CC: Murakami.Yukie@jica.go.jp)
- 注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。
- 注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年10月30日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年11月13日（金） 15時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構内 会議室

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年11月18日（水）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp

(※アドレス変更)) 宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

（1）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

（2）本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1 3. その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 業務の背景と目的

2020年初めから世界全体に拡大した新型コロナウイルス（以下、「COVID-19」）に対し、世界保健機関（WHO）は2020年3月にパンデミックを宣言し、各国政府は都市封鎖や移動制限等の対応策を実施し拡大防止に努めてきている。しかしながら、多くの国が、特に人口と社会経済活動が集中する都市において、この影響を大きく受けている。COVID-19感染拡大は、人口密度が著しく高いスラム等居住環境が劣悪な地域、感染予防に重要な上水施設や衛生施設の未整備、医療資機材・生活物資の非効率なロジスティクス等、元々内在していた都市課題を浮き彫りにした。特に、人口密度が高く上水道等の基本的なインフラが未整備な都市脆弱層等の居住地区は新型コロナの影響を最も受けるといわれており、この居住環境改善等は重要な課題の一つである。他方で、スマートフォン等を活用した迅速な情報伝達や感染者情報の共有、接触確認アプリなどの導入等により、効果的な対策により初期の封じ込めに成功したベトナムなどの都市も見られ、拡大防止にむけたデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」）の活用の可能性も確認されている。

JICAは、今まで、開発途上国の急速な都市化に伴い深刻化する都市課題に対応するため、都市開発マスタープラン等の計画策定支援、資金協力による都市インフラの整備、技術協力による関連法制度や仕組みの整備、人材育成等、包括的なアプローチによる協力を行ってきた。一方、このパンデミックの経験が都市計画や都市行政に与える影響は大きいといえ、ウィズコロナ・ポストコロナの社会を見据えた都市、そして都市開発分野での協力のあり方を検討する必要がある。

このような背景から、COVID-19の都市計画や都市行政への影響を分析し、ウィズコロナ・ポストコロナにおける都市開発分野に対する協力のあり方を検討するとともに、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えたJICAの関連協力プログラムの今後の方向性の検討、及びプロジェクトの形成を目的として、本プログラム形成準備調査を実施する。

2. 実施方針及び留意事項

【業務の全体構成に関する留意事項】

(1) 関連調査

COVID-19への迅速な対応を目指し、JICAでは現在、以下に示す「感染状況・影響調査」「事例調査」を実施中である（「事例調査」については国際連合人間居住計画（以下、「UN-HABITAT」）に委託予定）。「3-1. 途上国の都市のCOVID-19に関する関連情報の収集・整理」ではこの調査結果を有効に活用すること。また、都市計画や都市開発的な観点からの文献調査やヒアリング調査等

は本業務で実施する計画であり、文献調査及びヒアリング調査の具体的な実施方法をプロポーザルで提案すること。

1) ¹感染状況・影響調査

「感染状況・影響調査」は、都市全体を対象に COVID-19 の感染状況・影響の実態について確認するもので、本調査の「3-1. 途上国の都市の COVID-19 に関する関連情報の収集・整理」の基礎資料、及び「3-2. ウィズコロナ・ポストコロナ時代における都市の在り方に関する検討」の基礎資料とすることを目的に実施する。具体的には、都市全体を対象に感染状況や政府の対応に関する情報収集すると共に、都市の経済活動、貿易や物流の実態や、ICT・データの活用状況、市民行動や心理等への影響についてインタビュー等を通じて調査を行い、各都市の実態を把握するもの。

① 対象都市

アジア：ジャカルタ（インドネシア）、バンコク（タイ）、マニラ（フィリピン）、ヤンゴン（ミャンマー）

アフリカ：ナイロビ（ケニア）、モンバサ（ケニア）、カンパラ（ウガンダ）

② 実施期間：2020年9月～12月

2) ²事例踏査

「事例調査」は、COVID-19 の影響を最も受けやすい都市脆弱層の居住地域（スラム、ペリアーバン地域）の実態（生活状況、衛生状況、水及び衛生施設へのアクセシビリティ等）の把握と、パイロットプロジェクト（簡易手洗い場の設置等）による衛生環境の改善を迅速に行うことを目的に UN-Habitat と協働で実施する調査である。

「事例調査」のパイロットプロジェクトに続き、本事業で形成する「プログラム型の無償資金協力」（以下、包括方式）を速やかに実施することで、継ぎ目のない支援を展開し、現地の開発効果の向上を目指すことを目指す。

なお、ヤンゴン、ナイロビ等における「包括方式」（第1陣）の形成に当たっては、この「事例調査」において、プロジェクトサイト、対象施設の規模等の必要情報を整理する。

① 対象都市：ヤンゴン、ナイロビ、モンバサ、カンパラ

② 実施期間：2020年9月～2021年3月（現地の実態把握は調査前半で完了予定）

(2) 対象都市について

調査対象都市は現在のところ次の通りであるが、都市分野での迅速なコロナ対応が必要な場合等は柔軟に対象都市の検討を行う予定であり、情報収集は幅広く行うことが求められる。

アジア：ジャカルタ、ヤンゴン、カトマンズ（ネパール）、ダッカ（バングラディッシュ）

¹ 感染状況・影響調査：ケニア・ウガンダの調査名は以下の通り。また、東南アジア地域の調査は現在準備中
「Data Collection Survey for Building Pandemic Resilience in Urban Areas in Kenya and Uganda」
「Data Collection Survey for Building Pandemic Resilience in Urban Areas in South East Asia」（仮）

² 事例調査：ヤンゴンの調査名は以下の通り。また、ケニア・ウガンダの調査は現在調達中。
ミャンマー：Implementation of the Project in Yangon, Myanmar, Enhancing Community Resilience to

Combat COVID-19 Survey on impact and response to COVID-19 in informal settlements

ケニア・ウガンダ：Data Collection Survey on COVID-19 Impact and Challenge on Public Transport, Solid Waste Management and Slum Living Conditions

アフリカ：ナイロビ、モンバサ、カンパラ、アビジャン（コートジボワール）、カイロ（エジプト）

なお、新たな都市を調査対象に追加する場合は、必要に応じて、契約変更を行うことを想定している。

(3) 業務の実施体制

1) ローカルコンサルタントを活用した業務実施体制

本業務を実施するにあたり、2021年3月以前は現地渡航ができない（4月以降は可能となる）ことを想定し、ローカルコンサルタントを活用した体制を検討すること。なお、本邦コンサルタントの現地渡航は、以下2)の通り各都市2週程度を想定することから、現地調査は基本的にローカルコンサルタントを活用して実施する。本邦コンサルタントは、Web会議やメールなどを使いローカルコンサルタントを適切に管理し質の担保を行うよう留意する。この実施体制については、プロポーザルにおいて提案すること。なお、ローカルコンサルタント費用は、1,500万円/都市を定額計上すること。

2) 現地渡航について

プロポーザル作成においては、現地渡航は2021年4月以降可能となることと仮定し、主要団員（2名程度）に絞り、各都市2週間ずつの現地渡航を想定してスケジュールを組むこと。現地渡航においては、「3-3. 協力プロジェクトの形成等」で想定する、無償資金協力業務の情報収集・協議及び技術協力プロジェクトのコンセプトペーパー（要請書のベースとなるプロジェクト概要資料。プロジェクト目的、成果、活動等を記載。）の作成を行うことを想定する。

(4) JICAにおける関連調査

以下の関連するJICA調査とは定期的に情報交換を行いながら効率的に調査を行う。なお、打合せなどはJICAが適時設定する予定。

- 1) 全世界プロジェクト研究「水供給・衛生分野の新型コロナウイルス対策の教訓と必要な支援方策の検討」（2020年9月～2021年8月）
- 2) 全世界プロジェクト研究「国際NGOとの連携による学校・保健施設の衛生行動改善」（2020年11月～2022年3月）
- 3) 「アフリカにおける都市廃棄物案件形成にかかる基礎情報収集・確認調査」（2020年10月～2022年2月）
- 4) 「アフリカ地域公共電子サービスにかかる情報収集・確認調査」（2020年11月～2022年3月）

(5) 広報マテリアルの作成

本事業の結果は、JICAとしてブローチャー等にまとめ国内外に発信することを想定している。特に「ウィズコロナ・ポストコロナ時代における都市の在り方に関する検討」に関しては、ブローチャーでの発信に加え、国内外のジャーナルなどへ寄稿を行う予定。本事業では、これらブローチャーや寄稿文の作成を行うとともに、これらの投稿に関する手続きを支援すること。なお、寄稿文については、基本的にはJICAと調査団の連名による投稿を想定する。

(6) 国際ウェビナーの実施

本事業の結果を、先方機関や国際機関などに対し広く発信することを目的に、国際ウェビナーを開催する。開催時期、規模等については調査期間中に JICA と協議し決定する。

【途上国の都市の COVID-19 に関する関連情報の収集・整理に関する留意点】

(7) 「3-2. (2) 調査対象都市に関する情報収集・整理」における課題分析方法

各調査対象都市で COVID-19 関連情報や都市関連情報を収集し課題を分析するにあたっては、インフラや行政施設の整備状況や人口密度や土地利用状況、人の活動に係る情報等を、1/100,000 程度のスケールの都市計画図上で分析することを想定しているが、より適切な分析項目や手法があればプロポーザルで提案すること。なお、都市計画図に関しては、既存の計画図の活用を念頭におくが、土地利用分析等のために衛星画像の購入を想定している。この衛星画像の購入費用及びベースマップ作成費用として、750 万円/都市を計上すること。

【「ウィズコロナ・ポストコロナ時代における都市の在り方に関する検討」に関する留意事項】

(8) 幅広い関連情報の入手・分析及び有識者や国際機関に係る情報収集等

ウィズコロナ・ポストコロナ時代における都市のあり方に関する検討にあたっては関係情報や既往の調査結果、論文などを広く収集分析するとともに、他の国際機関や大学等の研究機関も関連する調査・研究を実施していることから、これらの動向に係る情報収集を的確に行うこと。

(9) 国内支援委員会の設置

本プログラム形成準備調査に係る「国内支援委員会」を設置する予定であり、この国内支援委員会資料の作成及び国内支援委員会への参加も求められる。

【協力プロジェクトの形成等に関する留意点】

(10) 無償資金協力事業のプロジェクト概要及びスケジュール（想定案）

1) プロジェクト概要

COVID-19 の大きな影響を受けている都市周縁部のスラム等の人口密集地区の給水施設、街路・排水路、衛生施設の整備

2) 対象都市

ヤンゴン、ナイロビ、モンバサ、カンパラ、カトマンズ、アビジャン

* 本調査を通じて案件形成の対象とする都市を決定する。

3) スケジュール

以下の通り、第1陣と第2陣のスケジュールを想定する。第1陣は、迅速な支援の展開を目指すものであり、本事業契約後1か月程度で案件を形成することを想定している。この形成にあたっては、先行して実施する「事例調査」と「感染状況・影響調査」の調査結果を活用し対応する。第2陣は、本調査で実施する「3-1. (3) 課題分析」や「3-1. (4) 特定地区・分野の選定及び詳細分析」の結果に基づき形成する。想定するスケジュールや施設は以下の通り。

① 第1陣

想定スケジュール：契約後1か月程度でプロジェクトを形成（2020年度案件）

想定する実施方式：包括方式

対象都市：ヤンゴン、ナイロビ、モンバサ、カンパラの「事例調査」の調査対象都市から2都市程度を選定。

想定する施設：都市脆弱層の居住地域の衛生状況を改善するインフラ施設等（共同水栓・給水施設、排水施設、街路改善、廃棄物処理施設等）

② 第2陣

スケジュール：2021年度案件として形成する

実施方式：未定

対象都市：調査対象都市から3都市程度を選定（第1陣対象都市を除く）

4) 実施方式：包括方式

5) プロジェクト対象都市及びプロジェクト概要にかかる先方政府との協議について

本事業では、COVID-19の対応として迅速な実施が求められるが、これら事業を形成するに当たっては、先方政府の課題認識やニーズを確認し、十分な協議を行い、問題認識をしっかりと共有することが重要となる。その上で、対象都市やプロジェクト概要を決定する必要がある点に十分留意をすること。

(11) 無償資金協力事業に係る基本設計・積算

本調査で行う無償資金協力の都市インフラに係る設計・積算業務に関しては、上述のとおり小規模な都市インフラを対象施設として想定しており、³BQ方式による整備を想定している。本設計・積算業務に関してもローカルコンサルタントによる業務を想定しているが、自然条件調査として基本設計・積算業務に関する現地再委託費として1,000万円×2都市の計2,000万円を計上すること。なお、BQ方式による設計については、ローカルコンサルタントに再委託して行う場合であっても、適正な質の確保は求められるところ、ローカルコンサルタントの業務監理方針をプロポーザルにて提示すること。

なお、この基本設計・積算に係る業務は「第1陣」の無償資金協力の候補施設のみを対象とする。「第2陣」については、案件形成結果を踏まえ対応を検討する予定であるが、迅速な対応が求められる場合には、本調査で契約変更による対応を行う可能性がある点に留意すること。

(12) 無償資金協力の実施方法の検討及びコンサルタント推薦等

上述のとおり、本無償資金協力は包括方式により小規模な都市インフラを複数整備する計画であり、本調査ではこの実施方法の検討を行う。この検討結果に基づき、必要性が認められる場合には、本調査のコンサルタントを、先方政府あるいは調達代理機関に本無償資金協力の業務実施コンサルタントとして推薦する場合もある。

(13) 技術協力プロジェクトの形成について

³ BQ方式とは、Bill of Quantities（数量調書）に基づく出来高による清算方式

本調査では、COVID-19 を踏まえたポスト・コロナの都市分野での協力プロジェクトを検討しコンセプトペーパーを作成する計画であるが、協力の方向性や内容について、プロポーザルにて提案すること。

3. 業務の内容

上記「2. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、理由を付してプロポーザルにて提案する。

3-1. 途上国の都市の COVID-19 に関する関連情報の収集・整理

(1) 都市における COVID-19 概況調査

都市における COVID-19 の概況を確認するために途上国の主要都市の次の一般情報を収集・整理する。なお、40 都市程度で次の項目を調査することを想定するが、調査対象都市及び調査項目をプロポーザルにおいて提案すること。

- ① 人口、面積、密度、土地利用（スラム現況含む）
- ② COVID-19 の感染状況（地域、年齢、検査率等）及び政府による対策状況
- ③ その他

なお、この COVID-19 概況調査は途上国の都市（40 都市程度）を対象とするが、これに加え、シンガポール等の対応に一定の成功を収めた都市の情報もあわせて収集する。この対象都市及び調査項目もプロポーザルで提案すること。なお、先進国についてはシンガポールとソウルを調査対象とし見積を作成すること。

(2) 調査対象都市に関する情報収集・整理

先行して実施する「感染状況・影響調査」をレビューするとともに、調査対象都市全体の以下の情報を収集・整理する。衛星画像・ベースマップの分析、既存資料の文献調査、ヒアリング調査、ローカルコンサルタントによる現地調査等を想定するが、「3-2. ウィズコロナ・ポストコロナにおける都市のあり方の検討」や「3-3. 協力プロジェクトの形成等」の観点から、より適した項目や調査実施方法等があればプロポーザルで提案すること。

- ① 既存の都市計画（都市開発 MP、都市交通 MP 等）のレビュー
- ② 土地利用に関する都市の現況（都市構造、土地利用、都市密度、スラム、周縁区域等）のレビュー
- ③ インフラ整備状況（道路、公共交通、上水道、排水、廃棄物、IT 環境等）のレビュー
- ④ 保健医療施設（病院、診療所（特に感染症診断治療の可否含む））の整備・配置状況のレビュー
- ⑤ 予防・啓発活動の概況レビュー
- ⑥ コロナ前の経済活動及び人の動きに関する調査
- ⑦ その他（感染に影響する宗教的、文化的習慣の有無など含む）

(3) 課題分析

上記 (2) ①～⑥のデータを、都市計画図等を活用し相互関係等の分析を行う。併せて、都市間比較を行い、インフラなどのハード面の課題、及び予防・啓発などのソフト面の課題を抽出する。

(4) 特定地区・分野の選定及び詳細分析

「事例調査」結果のレビューを行う。このレビュー結果と上記(2)の課題分析結果をもとに、感染対策の観点から特に留意が必要な地区及び分野（特定地区・分野）を選定する。特定地区は各都市3地区程度選定し詳細分析を行う。また、特定分野に関してはその対策の実施状況の詳細をレビューし、適切な対応策の検討を行う。この特定地区に関しては、人口5-10千人の人口密集地区を想定するとともに、詳細調査項目として次を想定している。より詳細な地区分析が適切と考えられる地区や地区規模、調査項目等についてプロポーザルで提案すること。

- a. 人口密度
- b. 都市施設（道路、上下水、廃棄物施設、緑地・公園等）
- c. 行動分析（住民の日々の移動・行動の特性）
- e. 予防啓発活動（コミュニティ組織の関与など、地区レベルでの実際）

3-2. ウィズコロナ・ポストコロナ時代における都市の在り方に関する検討

「3-1. 途上国の都市の COVID-19 に関する関連情報の収集・整理」の結果を踏まえ、以下(1)-(3)の検討を行い、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における都市の在り方に関する検討を行う。

(1) COVID19 に対する各都市の対応方針・状況の整理

先行して実施する「感染状況・影響調査」や「事例調査」、また「3-1. 途上国の都市の COVID-19 に関する関連情報の収集・整理」の結果を踏まえ、各国都市の取り組みを以下の観点から整理する。なお、整理の観点は以下に加えて必要なものがあれば提案すること。

- ① 都市における感染症対策
- ② 都市における経済活動対策
- ③ 密になりやすい公共空間（公共交通・マーケット等）の利用対策
- ④ 都市行政における対策（アプリの活用、デジタルデータの収集活用、啓蒙等）
- ⑤ 都市空間の活用方法
- ⑥ 都市における物流ネットワーク確保の対策
- ⑦ その他

(2) 都市の在り方に関する国際的な議論の動向調査

ウィズコロナ・ポストコロナにおける都市の在り方に関する国際的な議論の動向を既往論文やインターネット、ヒアリング等を通じて情報収集し、整理を行う。

(3) ウィズコロナ・ポストコロナにおける都市の在り方に関する検討

1) ウィズコロナ・ポストコロナにおける都市の在り方に関する仮説の検討

上記(1)から(2)の情報を踏まえ、ウィズコロナ・ポストコロナにおける都市の在り方について以下の観点等から仮説を検討する。なお、将来における感染症のパンデミックの頻度（5年に1回、100年に1回）とインパクトの大きさ等により、都市の在り方や対応策等は変わってくると思われることから、今後の都市の在り方に影響を与える要因を整理の上、想定される仮説を4つ程度検討し議論を行うこと。なお、整理の観点は以下に加えて必要なものがあれば提案すること。

- ① 都市構造（公共交通など含む）：マクロな視点による都市の構造
- ② 都市空間（公共空間、オープンスペースなど）：ミクロな視点による都市空間
- ③ 都市行政：DX活用、情報伝達方法、市民への啓もうを含む都市行政
特に、上記についてはデジタル技術や公衆衛生の観点を踏まえ検討する。

2) 有識者や国際機関との議論

上記1)の仮説を踏まえ、本調査の国内支援委員、また、都市計画分野における国内外の有識者、UN-HABITAT等の国際機関の専門家と意見交換等を行い、仮説のブラッシュアップ、及び、まとめ方について検討をする。

3) ウィズコロナ・ポストコロナにおける都市の在り方のまとめ及び発信

上記1)及び2)を踏まえ、ウィズコロナ・ポストコロナにおける都市の在り方をまとめ、国際ウェビナーの企画立案・実施し、JICAと共に対外的に発信を行う。

4) ウィズコロナ・ポストコロナにおける都市分野における都市課題、及び JICA の協力アプローチの検討

上記の議論を踏まえ、COVID-19 発生後の都市開発課題や都市開発分野での協力量針案を検討する。その検討結果を踏まえて JICA と協議を行い取りまとめる。

3-3. 協力プロジェクトの形成等

(1) 無償資金協力事業

1) 無償資金協力事業の形成

第1陣、第2陣のスケジュールを踏まえ、「包括方式」のプロジェクトの形成を行う。

① 第1陣

先行する「事例調査」の結果を踏まえ、先方政府及び JICA と対象となる施設やコンポーネントについて協議を行い、対象都市、施設、コンポーネント等を決定する。なお、案件形成の対象国は、ミャンマー、ケニア、ウガンダの3か国から2か国を選定しプロジェクトを形成する。

ア) 「事例調査」結果を踏まえた事業リスト/事業プロファイルの作成

イ) 事業選定基準の検討、効果及び環境社会配慮を踏まえたオプションの提示、サブプロジェクトの選定

ウ) 上記で選定されたサブプロジェクトの概略計画、概略積算

エ) 環境社会配慮調査：

- 本事業では、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)上、環境カテゴリAに相当するサブプロジェクト案件は含めない。候補案件についてはスコoping等を通じて環境社会影響を確認し、環境カテゴリ分類の参考情報とする。なお、用地取得・住民移転を伴う案件並びに少数民族への負の影響が想定される案件は、サブプロジェクト案件には含めない。

② 第2陣

「3-1. (3)課題分析」や「3-1. (4)特定地区・分野の選定及び詳細分析」を踏まえ、先方政府及び JICA と対象となる施設やコンポーネントについて協議を行い、対象都市、施設、コンポーネント等を含むプロジェクトのコンセプトペーパーを作成する。なお、案件形成の対象国は、ネパール、コートジボワール、及び第1陣で案件形成をしなかった1か国の計3か国を想定する。

ア) 事業にかかる事業選定基準の検討、効果及び環境社会配慮を踏まえたオプションの提示、プロジェクトの選定

イ) 上記で選定されたプロジェクトの概略計画、概略積算

ウ) 環境社会配慮調査：

- 本事業では、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月)上、環境カテゴリAに相当するサブプロジェクト案件は含めないこととする。候補案件についてはスコーピング等を通じて環境社会影響を確認し、環境カテゴリ分類の参考情報とする。なお、用地取得・住民移転を伴う案件並びに少数民族への負の影響が想定される案件は、サブプロジェクト案件には含めない。

2) 基本設計・積算(第1陣のプロジェクトについて)

- ① 上1)①で選定されたサブプロジェクトに関し、必要に応じ自然条件調査を実施し、基本設計を行うとともに事業費の積算を行う。あわせて、別添に基づき環境社会配慮関連業務を行う。

(2) その他協力事業の形成

1) 技術協力プロジェクトの形成

上述「2. 実施方針及び留意事項(13)技術協力プロジェクトの形成について」に記載の通り、技術協力プロジェクトを形成する。

① 案件内容の検討

上記調査結果を踏まえ、先方政府及びJICAと協議を行い技術協力プロジェクトの案件内容を検討する。

- ② コンセプトペーパーを作成し先方政府と協議を行い、コンセプトペーパーを最終化する。

2) その他の協力プロジェクト

本調査の結果を踏まえ、セクタープロジェクトローンや民間連携事業等の可能性を検討する。プロジェクト形成に当たっては、JICA及び先方実施機関と協議しプロジェクト概要を検討し、コンセプトペーパーにまとめる。

なお、参考として技術協力プロジェクトのアイデアを以下に示すが、これに拘らず効果的なプロジェクトがあればプロポーザルにおいて提案すること。

先行して実施する「事例調査」結果を踏まえ、スラムやペリアーバン等都市脆弱層の居住地域に対する「ソーシャルディスタンス」や「手洗い」等の基本的な感染症対策の啓発や、公共交通機関や公共施設における感染症予防策について、相手国政府の都市行政の対応力を強化する。

(3) 既存プログラムの更新

本調査結果を踏まえ、対象国における既存プログラムの更新を行う。この更新に当たっては、本調査の結果を踏まえ、JICAと協議をしながら実施すること。

【各種レポートの提出】

(1) インセプションレポートの作成・協議

本業務の実施方針、作業計画及び実施体制等を取りまとめ、インセプションレポートを作成し、JICAに説明した上で承認を得る。

(2) プログレスレポートの作成・協議

本業務開始後 4 ヶ月を目途に、調査の進捗（特に、無償資金協力第 1 陣の内容）についてプログレスレポートとして取りまとめ、JICA に説明した上で承認を得る。

(3) インテリムレポートの作成・協議

本業務開始後 10 ヶ月を目途に、プログレスレポート以降の業務結果（都市の在り方検討の進捗等）をインテリムレポートとして取りまとめ、JICA に説明した上で承認を得る。

(4) ドラフトファイナルレポートの作成・協議

本業務開始後 14 ヶ月を目途に、すべての活動成果をドラフトファイナルレポートとして取りまとめ、JICA に説明した上で承認を得る。

(5) ファイナルレポートの作成・協議

ドラフトファイナルレポートに対する JICA からのコメントを踏まえ、加筆・修正を加え、JICA の確認を得た後に、ファイナルレポートとして JICA に提出する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における最終成果品は、ファイナルレポートとし提出期限は 2022 年 2 月 25 日とする。

① インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、内容、実施体制、作業工程、要員計画等

提出時期：2020 年 12 月

部 数：日本語版 10 部、英語版 21 部、仏語版 3 部

電子データ：上記報告書の PDF (CD-R 1 枚)

② プログレスレポート

記載事項：提出までの活動結果

提出時期：2021 年 4 月

部 数：日本語版 10 部、英語版 6 部

電子データ：上記報告書の PDF (CD-R 1 枚)

③ インテリムレポート

記載事項：プログレスレポート提出後の活動を中心に提出までの活動結果

提出時期：2021 年 8 月

部 数：日本語版 10 部、英語版 21 部、仏語版 3 部

電子データ：上記報告書の PDF (CD-R 1 枚)

④ ドラフトファイナルレポート（ブローチャー（案）含む）

記載事項：プロジェクトの全体成果（案）

提出時期：2021 年 12 月

部 数：日本語版 10 部、英語版 21 部、仏語版 3 部

電子データ：上記報告書の PDF (CD-R 1 枚)

⑤ ファイナルレポート

記載事項：プロジェクトの全体成果（ブローシャー含む）
提出時期：2022年2月
部 数：日本語版10部、英語版21部、仏語版3部
電子データ：上記報告書のPDF（CD-R 1枚）

(2) 報告書作成に係る留意事項

① 報告書の仕様

ファイナルレポートのみ製本とし、その他の報告書は原則として簡易製本とする。また、報告書の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照すること。

② 報告書の形式・説明

- ア) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等、略語等の統一性と整合性を確保すること。加えて、専門性の高い用語を用いる場合には、適宜補注等で説明を行うこと。
- イ) 必要に応じ、図表を活用すること。また、英文の報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- ウ) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の頁に記載すること。加えて、インセプションレポートを除く各報告書の巻頭には10ページ程度に取りまとめた要約を含めること。
- エ) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるように工夫すること。

(3) その他の報告書類

① 技術成果品

「3-1. 途上国の都市のCOVID-19に関する関連情報の収集・整理」で作成するベースマップと関連情報（もしくはGISデータ）。GISデータの場合はシェープファイル形式とする。

② 議事録

JICA及び関係機関との調整会議、各報告書の説明・協議については、議事録（M/M）を作成し、JICAに5日程度のうちに提出する。また、JICA及び受注者が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等についても、5日程度の内に議事録を作成し、JICAに提出する。

③ プロジェクト活動業務報告書

記載事項：JICAの規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告
提出時期：翌月10日まで
部 数：日本語版2部（様式指定なし）

④ 収集資料

本プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは、電子データにて整理し、プロジェクト終了時にJICAに提出する。なお、項目毎に整理した収集資料リストについては、月次の報告と同じタイミングでJICAに提出する。

⑤ 調査用資機材等取得明細表

JICAの指定する様式の調査資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時（取得のあった年度の業務完了時）にJICAに提出する。

⑥ 広報用資料（ブローチャー）

プロジェクト概要や成果を簡潔に伝えるパンフレット（A4紙4～8枚程度）、を作成しJICAに提出する。これらの作成に当たっては、わかりやすいシナリオを整理し、視認性に優れた明瞭な構成・デザインとする。加えて、文書も専門用語を極力使用しない等、理解しやすいものとする。

提出時期：ファイナルレポート提出時

部数：英語版20部、仏語版10部、日本語版100部、電子データ（PDF）

⑦ デジタル画像集

本プロジェクトを通じて記録した映像・写真をデジタル画像集として編集しJICAに提出する。デジタル画像集には、プロジェクトの全体像が把握できるよう、①現地におけるコロナ対策の実施状況（先方政府、他の支援機関などによる対策の実施サイト、対象施設、対策の実施内容等）、②「3-1. (4) 特定地区・分野の選定及び詳細分析」を実施した特定地区の状況（市民の生活状況、インフラ整備状況、周辺状況等）、等を収めること。また、簡単なキャプションや撮影時の情報（撮影場所、撮影日等）を付した「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付すること。画像集に収録された映像・写真の著作権は成果品の検査合格と同時にJICAに譲渡されるものとし、著作権がJICAに譲渡された部分の利用または改変については、受注者はJICAに対して著作権者人格権を行使しないものとする。

提出時期：ファイナルレポート提出時

部数：CD-R 1枚

（デジタル映像・画像100枚程度（画像はjpegファイル形式））

⑧ 無償資金協力事業形成にかかる報告書

ア) 概要資料（案）

提出時期：

①第1陣：契約後1か月以内

②第2陣：ドラフトファイナルレポート提出時

部数：日本語版3部（簡易製本）、電子データ（PDF）

イ) 概略事業費（無償）積算内訳書

部数：日本語版2部

ウ) その他、日本政府協議等で必要となる資料等

⑨ その他

上記の提出物の他に、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

環境社会配慮に関する業務内容

- (1) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2017年4月2019年11月)」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドライン(2010年4月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。
- (2) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
 - 1) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)
 - 2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ① 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - ② JICA環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
 - ③ 関係機関の役割
 - 3) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施
 - 4) 影響の予測
 - 5) 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討
 - 6) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
 - 7) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
 - 8) 予算、財源、実施体制の明確化
 - 9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討)

(別紙)

ファイナルレポート目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的なファイナルレポートの目次は、調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

- I. 途上国の都市のCOVID-19に関する関連情報の収集・整理
 - 1. 都市におけるCOVID-19概況調査
 - 2. 調査対象都市に関する情報収集・整理
 - 3. 課題分析
 - 4. 特定地区・分野の選定及び詳細分析

- II. ウィズコロナ・ポストコロナ時代における都市の在り方に関する検討
 - 1. COVID19に対する各都市の対応方針・状況の整理
 - 2. 都市の在り方に関する国際的な議論の動向調査
 - 3. ウィズコロナ・ポストコロナにおける都市の在り方に関する検討

- III. 協力プロジェクトの形成等
 - 1. 無償資金協力事業
 - 2. その他の協力事業の形成（コンセプトペーパー含む）
 - 3. 既存プログラムの更新

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：都市開発/都市計画分野にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き、現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、遠隔において実施する業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／都市計画

➤ 都市開発・居住環境改善1（アジア地域総括）

➤ 都市開発・居住環境改善2（アフリカ地域総括）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／都市計画】

- a) 類似業務経験の分野：都市開発/都市計画にかかる各種業務（開発計画調査型技術協力及び技術協力プロジェクト）
- b) 対象国又は同類似地域：全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 都市開発・居住環境改善 1（アジア地域総括）】

- a) 類似業務経験の分野：無償資金協力におけるインフラ計画、インフラ分野における技術協力プロジェクト
- b) 対象国又は同類似地域：アジア地域
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 都市開発・居住環境改善 2（アフリカ地域総括）】

- a) 類似業務経験の分野：無償資金協力におけるインフラ計画、インフラ分野における技術協力プロジェクト
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2020年12月上旬より業務を開始し、2022年2月上旬に成果品(F/R)を作成・提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 73 人月 (M/M) (現地業務：約 15 人月 (現地渡航回数：延べ 16 回)、国内作業：約 58 人月)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

【情報収集・都市の在り方検討】

- ① 業務主任／都市計画 (2号)
- ② 都市衛生
- ③ 都市交通
- ④ インフラ計画 (上下水等)
- ⑤ 都市行政・DX
- ⑥ 業務調整

【協力プロジェクトの形成等 1】

- ⑦ 都市開発・居住環境改善 1 (アジア地域総括) (2号)
- ⑧ インフラ計画 1
- ⑨ 上下水施設 1
- ⑩ 都市環境・環境社会配慮 1

【協力プロジェクトの形成等 2】

- ⑪ 都市開発・居住環境改善 2 (アフリカ地域総括) (2号)
- ⑫ インフラ計画 2
- ⑬ 上下水施設 2
- ⑭ 都市環境・環境社会配慮 2

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ 自然条件調査

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
 - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 上記に加え、以下の費目については、以下に示す定額を別見積書に計上してください。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
 - 本調査は、本邦コンサルタントの渡航が制限されることから、現地調査はローカルコンサルタントを活用して実施することを想定している。このローカルコンサルタント費用として、1,500万円/都市を計上すること。
 - 都市計画図に関しては、既存の計画図の活用を念頭におくが、土地利用分析等のために衛星画像の購入を想定している。この衛星画像の購入費用及びベースマップ作成費用として、750万円/都市を計上すること。
 - 自然条件調査として、無償資金協力事業の基本設計・積算業務に関する現地再委託費として1,000万円×2都市の計2,000万円を計上すること。
 - 「旅費（航空賃）」については、1,000円で計上すること。
 - 「車両備上費」については、150万円を計上すること。なお、これは本邦コンサルタントの現地渡航（2週間/都市）における車両備上とし、ローカルコンサルタントの車両備上は、ローカルコンサルタントの契約費用に含めるものとする。
- (4) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (5) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

6. 配布資料／閲覧資料等

- (1) 配布資料
 - 感染状況・影響調査のTOR (Data Collection Survey for Building Pandemic Resilience in Urban Areas in Kenya and Uganda) 4
 - 事例調査のTOR (①ミャンマー：Implementation of the Project in Yangon, Myanmar, Enhancing Community Resilience to Combat COVID-19 Survey on impact and response to COVID-19 in informal settlements、②ケニア・ウガンダ：Data Collection Survey on COVID-19 Impact and Challenge on Public Transport, Solid Waste Management and Slum Living Conditions)

⁴ 感染状況・影響調査のアジア地域については現在 TOR を検討中であることから、配布資料はアフリカ地域のみとする。

- 全世界プロジェクト研究「国際 NGO との連携による学校・保健施設の衛生行動改善」案件概要資料
- 「アフリカにおける都市廃棄物案件形成にかかる基礎情報収集・確認調査」案件概要資料

(2) 公開資料

- 全世界プロジェクト研究「水供給・衛生分野の新型コロナウイルス対策の教訓と必要な支援方策の検討」入札説明書
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/20200722_205298_1_01.pdf
- 「アフリカ地域公共サービスのデジタル化にかかる情報収集・確認調査」入札説明書
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/20200812_205362_1_01.pdf

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／都市計画</u>	(26)	(10)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	5	3
オ) その他学位、資格等	4	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	-	(10)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	6
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>都市開発・居住環境改善1（アジア地域総括）</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>都市開発・居住環境改善2（アフリカ地域総括）</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	

エ) その他学位、資格等	3
--------------	---

以 上

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【全世界 COVID-19 等感染症に対する都市環境改善プログラム形成準備調査(QCBS)】
- 2 業務地 【全世界】
- 3 履行期間 2020年 月 日から
2022年 月 日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 社会基盤部都市・地域開発グループ第一チームの課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「（７）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020年4月）」を削除し、「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS 対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。

- （2）第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション1：部分払を設定する場合】

（部分払）

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- （1）第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
（中間成果品：第〇次中間報告書）
（2）第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
（中間成果品：ドラフトファイナルレポート）

【オプション2：12ヶ月を超える履行期間となる場合】

（前金払の上限額）

第●条 本契約については、業務実施契約約款第16条に規定する前金払については、同条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるものとする。

- （1）第1回（契約締結後）：契約金額の〇〇%を限度とする。
（2）第2回（契約締結後●ヶ月以降）：契約金額の●●%を限度とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。